入札金額に係る工事費見積内訳書の取扱いについて

渡嘉敷村発注の建設工事に係る入札時に提出する工事費見積内訳書（以下「内訳書」という。）の取扱いは、次のとおりとする。

１　未提出又は未提出と同等と認められる場合並びに記載すべき事項が欠けている場合は、その者がした入札を原則として無効とする。

《未提出又は未提出と同等と認められる場合の例》

①内訳書に押印がない又は記載すべき事項（住所・名称・代表者名及び工事名等が未記入、総額のみの記載で内訳がない等）が欠けている場合。

②内訳書と関係のない書類が提出された場合。

③他の工事の内訳書が提出された場合。

④内訳書を白紙で提出された場合。

２　記載事項に誤りがある場合は、その者がした入札を原則として無効とする。

３　内訳書の確認時において、提出された内訳書の内容に疑義がある場合は、入札参加者に説明を求め根拠ある説明が得られない場合は、入札を取りやめる場合がある。

《疑義がある場合の例》

①他の業者の内訳書が添付されている場合。

②他の入札者が作成した内訳書の全部又は一部が明らかに使用していると認められる場合。

③その他、談合が推測される記載等がある場合。

４　内訳書を作成する際の留意点について

1. 内訳書は、値引きの表示は認めておりませんので、金額を引き下げた部分は引き下げ後の金額（単価）で見積金額を記載して下さい。

例：（誤）100㎡×1,005＝100,000(計算が合わない)　（正）100㎡×1,000＝100,000

(誤計算とならないよう単価を1,000とする。)

1. 金額のまるめとして端数金額を値引きしている例がみられますが、表示方法によっては、見積金額の不一致とみなされます。

例：（誤）工事原価1,000,000＋一般管理費345,600＝工事価格1,340,000

 　　　　 (正) 工事原価1,000,000＋一般管理費340,000＝工事価格1,340,000

